

平成 22 年度（独）国民生活センターの

「消費者問題出前講座」を全国各地で開催します!

(社)全国消費生活相談員協会
理事長 山上 紀美子

当会では、平成 13～21 年度の 9 年間に、全国約 15,500 カ所で「消費者問題出前講座」を開催し好評を博してきました。平成 22 年度も引き続き高齢者・障がい者、および支援する人、小学校から高校までの児童・生徒やその保護者および大学生・専門学校生、子育て世帯、市民講師として活躍したいという意欲のある方々を対象に、消費者問題に詳しい講師（当会々員）を全国へ無料で派遣し講座を行います。消費者契約トラブルの事例とその解決方法、契約の基礎知識、高齢者や子どもに起こりやすい事故など、消費生活の安全・安心にかかわる情報満載の講座をどうぞご活用ください!

全国の消費生活センター等には 100 万件近い消費者相談が寄せられています。その中で高齢者では健康食品や布団、新聞などの次々販売、高配当や高金利を謳う金融商品の販売のトラブルがあります。社会経験が十分でない若者では携帯電話やネット関連トラブル、マルチ商法による被害があります。これらへの対処方法等をわかりやすくお伝えします。また、高齢者や子どもに起こりやすい危害・危険情報に対する注意喚起および事故防止のアドバイスをいたします。

下記の要領で実施いたしますので、積極にご活用くださいますよう、ご案内申し上げます。
全国各地からのお申し込みをお待ちしております。

記

1. 講師 当会々員
2. 講師料 無料（講師料及び交通費は当会で負担し、資料は当会で用意します。
ただし、追加資料のご請求の場合は送料をご負担いただきます。）
3. 対象別講座と回数 全国 1,000 カ所（申込先着順）
 - ・高齢者・障がい者、および支援する人向け講座 800回
 - ・若年層向け講座（小学生から高校生とその保護者、大学生・専門学校生、
未就学児を持つ子育て世帯） 150回
 - ・市民講師育成講座（消費者の被害防止のために地域でボランティア講師を
行うための育成講座） 50回
4. 受講人数 1 講座 原則 20 名以上
5. 講座実施時間 原則 1 回 1 時間
6. 会場 実施団体の負担でご準備をお願いいたします。
7. 申込受付期間 平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 2 月 28 日（申込先着順・1,000 カ所になり次第
申し込みは締め切ります）
8. 講師派遣期間 平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 10 日
9. 申込方法 別紙「申込書」にご記入のうえ、FAX、または当会々員までご提出ください。
10. 申込・問合せ先 (社)全国消費生活相談員協会 事務局（本事業受託先）
〒108-8566 東京都港区高輪 3-13-22 国民生活センタービル内
TEL 03-3449-2749（出前講座専用・月～金 10:00～17:00 受付）
FAX 03-3448-9830

(社)全国消費生活相談員協会 とは

全国の消費生活センターなどで消費生活に関する相談を担当している消費生活専門相談員などを
会員とする消費者問題の専門家集団です。